

明治新政府の会計基立金募集による伊勢商人の応募額

―石水博物館所蔵「川喜田家文書」の分析―

末 田 智 樹*

一 はじめに

近年、江戸期の商業経営史や豪商史研究については、経営史分野から積み重ねられなくなってきた^①。一方、これまでの研究蓄積から経営史・企業家史・商業史研究の概説書では、三井家（京都商人）、鴻池家（大坂商人）、中井家（近江商人）などの創業者が初期近代的な経営の発端を生み出したキーパーソンの事例として取りあげられることが多い^②。これに対して、江戸期の商人を類型化した際に既述の京都・大坂・近江の商人集団と並んで代表格として知られる伊勢商人については、それらの概説書において具体的な活動ケースとして紹介されることが少なくなった^③。そのうえ、江戸期の商業史・流通史分野の典型的な経営展開の事例研究としても進められなくなってきた^④。これらの代わりに伊勢商人につい

ては、二〇〇〇年代に入って伊勢国松坂の木綿商であった小津三四右衛門家の出身で、江戸中期の代表的な国学者の本居宣長に関する研究を筆頭に、国文学の観点から一段と積極的に取り組まれるようになった^⑤。

伊勢商人の特色については、まず三重県編（一九九八）『三重県史資料編近世四（上）』、同編（二〇二〇）『三重県史通史編近世二』、松阪市史編さん委員会編（一九八三）『松阪市史史料篇近世（二）経済』から整理しておこう。

伊勢商人とは、伊勢国（以下、伊勢）、とくに津・松坂・射和などの出身者であって、他国商人に先だって江戸に進出し、京都と大坂の三都に本店を構えた商家を指す。なかでも「豪商」と称された商家の主人は直接的には本店の経営に携わらず、支配人（または手代）などの奉公人が経営を切り盛りし、主人は伊勢にいて

文化と趣味の世界に身を投じていた。そして、江戸店からは毎年、決算帳簿が利益金と一緒に主人に提出されていた。このように本家が伊勢にあつたため、奉公人は伊勢出身者しか雇用しなかったことも特質にあげられる。伊勢商人は寛永期（一六二四～一六四四）に江戸へ進出していたが、その江戸において「江戸店持伊勢商人」として成功した背景の一つとして、伊勢が木綿生産（綿花栽培）の盛んな地であつたことがあげられる。

江戸の大伝馬町には、庶民の必需品である木綿太物を商う大商人の店が集まっていた。そのため大伝馬町の木綿太物問屋こそが、伊勢商人の典型であるとされる商人集団である。また、伊勢商人は商人間の人的結合を背景に協力・提携して、自らの経済活動をより円滑なものにした。このような人脈は血縁・婚姻による日常的な親戚づきあいによるが、実は伊勢にいる主人が和歌・俳諧の仲間組織における同人としての趣味的な交遊などの様々な交流を通して形成していたことが大きかつたのである。すなわち、主人が伊勢に在住していることは伊勢商人という一つの商業経営システムの成立上の重要な要素になつていた。商家の当主が伊勢に居を構えることが、伊勢商人と地域社会との関係を維持する根幹になつていた。

前述の近江商人は近江地方で商いを行う商人ではなく、近江を本宅・本店とし他国へ行商した商人集団の総称であり、発祥した地域別に「八幡商人、日野商人、湖東商人、高島商人」などと呼称されている。近江商人は全国に商業の活動範囲を広げたが、江

戸の大伝馬町の店舗数では伊勢商人が近江商人をはるかに凌いでいたという。伊勢商人のなかにはとくに高名な松坂商人と呼ばれる集団があり、近江商人と同様に、「櫛田川グループ、松阪グループ、藤堂城下町グループ、白子港グループ」の四つの地域別の一団に分けられるのが一般的である。^⑦

藤堂家の安濃津の城下町（以下、津藩）グループにおける代表的な商人としては、田端屋（田中治兵衛家）、川喜田屋（川喜田久太夫家）、中条屋（中条瀬兵衛家）などがあげられる。^⑧ このなかで川喜田屋（以下、川喜田家）に関する貴重な史料群である「川喜田家文書」は石水博物館に所蔵されている。本稿では、その「川喜田家文書」の幕末維新期における商業関係史料を紹介しつつ考察を加えたい。

二 川喜田家の先行研究の整理と課題

まず川喜田家に関する先行研究から整理し、本稿および今後の課題を探っておこう。

一九九八年（平成十）に三重県津市教育委員会編『川喜田家歴史資料目録（川喜田家歴史資料調査報告書）』が発行された。これと同時に前掲『三重県史資料編』が刊行され、川喜田家の数多くの史料が紹介された。江戸出店や初期経営（帳簿）、店掟、津藩との関係、人的結びつきなどに関する貴重な史料が掲載され、このうち利用されるようになり、一層研究が促された。^⑨ このよう

な自治体による資料目録の編纂や基礎資料の紹介が積極的に進められた。伊勢商人については俗に言う「日本三大商人」として大坂商人と近江商人と比べられることが多いが、両商人と比較して伊勢商人の商業経営に関する研究は寡少であった。⁽¹⁰⁾ そのなかで、川喜田家の商業経営史研究については戦前からみられ、しかも一九九八年以前に一時期活発になっていた。

戦前では、日本商人史・商業経営史研究の第一人者である宮本又次(一九四〇)が、伊勢商人の代表的な「店則」として川喜田家および長井家の史料を紹介している。⁽¹¹⁾ この研究で宮本は、川喜田家については前掲『三重県史資料編』に含まれる一八一六年、すなわち「文化十三丙子年二月十八日」の日付がある「店定目」(全三十五ヶ条)の重要な箇条に関して解説している。宮本は店則が商業経営史上、最も留意すべき、また商人意識を調べるうえでも重要であるとし、近江商人と比較しつつ考察を加えている。したがって、宮本の研究は戦前における伊勢商人自体の先駆的な成果としても位置づけられる。

次に江戸期ではないものの、山口和雄編著(一九七四)『日本産業金融史研究 織物金融篇』のなかで、林玲子と石井寛治が明治初期から大正初期にかけた「川喜田商店」の帳簿史料から営業内容を詳細に分析しつつ経営動向を解き明かしている。⁽¹²⁾ このなかで林は、川喜田家に江戸期の木綿問屋としての経営史料が数多く残されており、今後の研究課題としてあげていたが、そののち自ら江戸期の研究を進めた。

それが林(一九七六・七七)「木綿問屋川喜田家史料」である。前者では一六七〇年(寛文一〇)から一六九一年(元禄四)までの「目録帳」、後者では一六九二年(元禄五)から一七二〇年(享保五)までの「目録牒」を中心に川喜田家の江戸本店の経営動向を概観している。次いで林(一九八〇)では、一七二〇年(享保五)から幕末期までの江戸における二店の経営動向を概観し、元禄・享保期(一六八八―一七三六)の別家の成立状況と川喜田諸店の通貨の種類別保有高を明らかにしている。⁽¹³⁾ これらにより江戸期における川喜田家の経営状況の解明が進んだ。このうち研究は進展しなかったが、賀川隆行(二〇一七)が江戸前期における川喜田家の伊勢店の「利金帳」から経営分析を手掛け、その特質や木綿の産地別取扱商品を明らかにした。⁽¹⁴⁾ このように江戸期の川喜田家については、江戸期の商業経営史に関して代表的な研究者である宮本、林と賀川によつて着目され、伊勢商人の代表格としてあげられてきた同家の木綿問屋経営の実態と特色が紐解かれてきた。これらの研究が、元より川喜田家の歴史資料の価値の高さを示していると言えるよう。

川喜田家の歴史資料については、一九三六年(昭和十一)に十六代川喜田久太夫政令(著者名・紺野浦二)による『大伝馬町』および附『仕入帳』が上梓されたことが端緒である。このなかで既述の「店定目」や「町内記録書写」「太物店来由之話」などの貴重な商業経営史料が紹介されている。⁽¹⁵⁾

その後、日本海事史学会編(一九七八)『続海事史料叢書第三巻』

と同編(一九七九)『続海事史料叢書 第四巻』が刊行され、川喜田家の江戸期の商業・流通に関する史料が掲載されている。⁽¹⁶⁾ 両著では、木綿問屋大伝馬町組と大坂積問屋仲間関係の史料を中心に収められている。前者の第三巻は、この関係史料群のなかで最も古いとされる一七〇五年(宝永二)の前述の「町内記録写」からはじまり、数多くの江戸における木綿問屋の実態が書かれた貴重な史料が収録されている。両著の解題は林によるもので、同家の重要な史料が浮き彫りになっており、とくに林の川喜田家の分析による伊勢商人の商業経営史の実態解明に対する貢献度はすこぶる高いと評価できる。川喜田家の商業経営史研究を進めるうえでは、まず紺野の『大伝馬町』『仕入帳』とあわせて『続海事史料叢書』の二著の確認作業から入らなければならないと言えるほどの重要文献である。

これらのほかに「川喜田家文書」の木綿関係の貴重な三十一点が、東京都公文書館編(一九八四)『東京市史稿 産業篇 第二十八』、同館編(二〇〇五)『同 同篇 第四十六』、同館編(二〇〇七)『同 同篇 第四十八』、同館編(二〇〇九)『同 同篇 第五十』、同館編(二〇一〇)『同 同篇 第五十一』、同館編(二〇一一)『同 同篇 第五十二』、同館編(二〇一二)『同 同篇 第五十三』のなかにも含まれている。⁽¹⁷⁾

林の研究以外で「川喜田家文書」の概況については、前掲『川喜田家歴史資料目録』のなかに茂木陽一「川喜田家歴史資料の概況」があり、また前掲『三重県史資料編』の「総合解説」、桐田

貴史(二〇二二)「石水博物館の歴史資料」が詳しい。これらは、「川喜田家文書」による伊勢商人研究のスタート地点的な役目を果たしていると言っても過言ではない。⁽¹⁸⁾

川喜田家の商業経営史研究は「川喜田家文書」の目録刊行以前から進んでいたのに対し、国文学の観点からの研究は刊行後、とくに二〇一〇年代以降に急速に進められてきた。⁽¹⁹⁾ 川喜田家が、三都の多くの文化人と交流し結びついた文化サロンの役目や伊勢屈指の蔵書家であったことが、「川喜田家文書」を中心とした本観点からの研究によって明らかにされている。そして、それに伴う伊勢商人の幅広い文化活動による商業文化的な情報網が形成されていたことを知ることができる。まさに、伊勢商人が江戸期に花開かせた「商業文化」の存在と発展性を示しているよう。江戸期の豪商が果たした商業経営面とあわせた大きな役割がみえてきた。したがって今後も、全国の豪商史料においては商業経営史と国文学の両観点からの検討が大いに期待される。

だからこそ、「川喜田家文書」を活用した伊勢商人および商業経営史研究が重要になってこよう。川喜田家については、国文学に比べ商業経営史の観点からの研究が先行し、また資料目録が刊行され活用しやすくなったにもかかわらず、商業経営的な側面の解明は進まなかった。そのうえ先行研究の対象時期は江戸前中期と近代初期であり、幕末維新期の分析が残されていることがわかった。⁽²⁰⁾ 幕末維新期の伊勢商人の商業経営に関する研究は、実のところ川喜田家に限らず進められていない。これらの課題を受け

て本稿では、まずは「川喜田家文書」を使用して幕末維新期における川喜田家をはじめ伊勢商人の商業経営面の動向を掘り下げるきっかけづくりを試みたい。

三 幕末維新期の豪商と会計基立金

幕末維新期の豪商の動向に関しては、宮本又郎がこの時期が未曾有の激変期であったとしたうえで、同時期の栄枯盛衰について大坂商人の状況から論を進めつつ、幕末期から明治期にかけた「長者番付」を利用して江戸期における全国の豪商の浮沈を明らかにしている⁽²¹⁾。これによって幕末維新期の豪商の存在状況を掴むことができる。一方、明治新政府と豪商の関係では、当初の新政府における財政難解決のために尽力した三井家や小野家による肝要な役割が資金調達のためから浮き彫りにされている⁽²²⁾。これらの研究では、新政府の経済政策のなかで会計基立金の募集や太政官札(金札)の発行、商法司・商法会所の設置に触れられており、そのなかで有力な伊勢商人があがっている⁽²³⁾。

新政府は、一八六七年(慶応三)十二月九日の倒幕派のクーデターによって樹立されたが、その出発点において財政基盤を全く持たなかった。すなわち、財政問題が新政府にとって最大の難問になっていた。とくに、鳥羽・伏見の戦いや徳川慶喜追討令を受けた東征軍派遣のための戦費は、スタートして間もない新政府に膨大な財政負担を課すことになったのである。これらを賄うため

の資金調達のための対策として、三井・小野・島田の三家を筆頭とした豪商の資金と人脈が活用されたのであった。まず同年十二月二十三日に新設された金穀出納所への御用金であり、三家は為替御用達に任命され、翌一八六八年(慶応四)一月末日までに京都市中の多くの商人たちが多額の資金を献納した⁽²⁴⁾。

しかしながら新政府の財政は危殆に瀕していた。そのようなか新政府参与の三岡八郎(由利公正)は、会計基立金三〇〇万両の募債と金札三〇〇万両の不換政府紙幣の発行を骨子とする財政政策を太政官に建議した。三岡は、この政策によって当面の財政難を打開しようとした。三岡の建議は賛否両論があつて紛糾したものの、同年一月二十三日に至つて会計基立金徵募の方針が決定したのであった。三井・下村・小野・島田家などの京都のおもだった商人による応募から開始されたが、大坂商人の消極的な態度もあり、三〇〇万両という巨額の募金は容易に進むものではなかった。ところが強制的であったことと、四月以降の太政官札の布告・製造も重なり、それ以降は三都以外に「近江」や「伊勢」、そして全国の地方都市に募集が拡大されていった⁽²⁵⁾。

この状況については、沢田章と中井信彦が地域別の上納額の一覧表を作成しているので確認しておこう。両者がいう「伊勢」の上納額については前者が「四万二三五〇両」、後者が「四万一〇〇〇両」であった。前者では京都府(約九〇万七三四三両)、大阪府(約七四万九一七三両)、東京府(四〇万六〇〇〇両)、近江(二七万二〇〇両)、西宮・兵庫(約一四万二八〇一両)、伊丹(六

万八〇〇五両)、後者では京都(六五万六〇〇〇両)、江戸(六二万六〇〇〇両)、大阪(五二万二〇〇〇両)、近江(二六万二〇〇〇両)、出羽(五万両)の順で、「伊勢」はこれらに次ぐ上納額であることが示されている。また、中井の上納者別集計表によると、商人以外に農村の在郷商人や村役人層を主体とする農民身分からの上納がみられたことがわかる。⁽²⁶⁾

豪商や地方商人の会計基金については三井・小野・島田の為替方三家に命が下されるが、先述したように三井・小野両家から分析が進められ、その調達のとて役割を果たしていたことを鮮明にしている。これら以外では、柚木学が「伊丹」における酒造業の豪商を中心とした前述の「六万八〇〇五両」の上納額を取りあげ、どのような階層から、どの程度の上納額があったのかなどを実証的に明らかにしている。そのなかで柚木は、会計基金の上納と太政官札発行に伴う貸付け方法の構図を提示した。⁽²⁷⁾柚木は、三都以外での会計基金の上納と太政官札の発行に伴う貸付け方法の諸関係を浮かびあがらせており、会計基金の調達状況から新政府と地方商人の関係性が深く読み取れる。したがって、「伊丹」の次に上納額が高かった「伊勢」について詳しく探ることとて、幕末維新期の伊勢商人や川喜田家の動向を把握することが期待できる。

四 会計基金調達における伊勢商人研究からの指摘

本節では、会計基金について伊勢商人に関する三つの先行研究から確認しておこう。まず伊勢商人の概説として一定の評価を得ている嶋田謙次(一九八七)『伊勢商人』と後藤隆之(一九九〇)『伊勢商人の世界』をみてもみる。⁽²⁸⁾

前者の嶋田は、一八六八年(明治元)に「川喜田久太夫、田中治郎左衛門、小津清左衛門、長谷川次郎兵衛らが京都に呼び出され、太政官から会計御基金御用掛を命ぜられ、名字帯刀御免、御紋高張、同提灯御免許等の特典を受けた」ことを指摘する。⁽²⁹⁾ここからは、伊勢商人のなかで有力商人とされる安濃津の川喜田家と田中家、松坂の長谷川家と小津家が会計基金の御用掛に任命され、様々な特権を得ていたことがわかる。

後者の後藤は、嶋田が指摘した長谷川家については一八六八年(慶応四)に「新政府より会計御用係頭取を拝命」し、「引き続き京都にて会計官御用係を拝命」したと「長谷川家略年表」のなかで示している。さらに、会計基金の具体的な応募額と上納額に関して、「新政府への上納金一〇〇〇〇両割当あり二二〇〇両納付」したことが書かれている。⁽³⁰⁾ここでも長谷川家が会計官御用掛に任命されたことがわかり、長谷川家の応募額が一万両で、そのうち二二〇〇両を上納していたことが判明する。

最後に、近年刊行された前掲『三重県史 通史編』では、新政府が旧幕府・諸藩以上に「伊勢商人の資産や経営能力を利用」す

る政策の第一段として強制的に会計基立金を徴募したと記される。そのうえ、数多くの伊勢商人が「江戸店の支配人を会計局・商法司・通商司に出張させて事務処理」を担当としたとある。これらの協力については、伊勢商人が江戸期において幕府・諸藩が強制的に借りあげた御用金と同様の感覚で捉えていたという新政府との関係性を指摘している点は興味深い。³¹⁾

五 松坂商人の応募額

前節で取りあげた「長谷川家文書」の会計基立金に関する史料については、前掲『三重県史 資料編』のなかで、伊勢商人の重要な史料として川喜田家と一緒に翻刻されている。³²⁾ そのうえ長谷川家と会計基立金の関係については、この翻刻以前に北島正元編著(一九六二)『江戸商業と伊勢店』の「明治維新と長谷川家」の第一項にあたる「会計官御用掛任命と上納金」のなかで、松坂商人の応募動向とともに以下のように明らかにされている。³³⁾

一八六八年(慶応四)四月五日に太政官会計局の使者が松坂に来訪し、松坂御為替組の小津清左衛門、長谷川次郎兵衛、長井嘉左衛門、小津新兵衛、竹内佳次郎の五家と松島吉右衛門、川口平助などの豪商に対し京都に出頭するようにとの召命が伝えられ、各家は名代を出した。名代一同は、京都の東本願寺町役所において伊勢の津・白子および近江国中の豪商約四〇〇名と同席のうえ、会計基立金三〇〇万両の調達を命ぜられた。ところが急遽、新政

府の方針が変更され、調達金の上納計画は中止となった。同年五月には小津・長谷川両家が会計官御用掛に任命され、長井嘉左衛門をはじめ松坂の豪商十六家をその附属として、改めて調達金の上納を取り扱うこととなったとある。御用掛を拝命した小津・長谷川両家は、菊の御紋付弓張提灯と会計官御用の小田原提灯を下付され、それ以後京都への往復における人足継立や金子上納の際に宰領着用の看板を許された。そして、葵の御紋が菊の御紋に代わったのであると記される。³⁴⁾

このうえ前掲『江戸商業と伊勢店』には松坂商人による応募額の一覧表が載せられており、それは前掲『三重県史 資料編』に掲載されている内訳と同じである。表1には、「川喜田家文書」に記録されている松坂商人の応募額と一緒に整理した。これらの応募額に関しては、前掲『江戸商業と伊勢店』のなかで各家の資力に応じて決められたとある。先述の後藤が指摘したように、長谷川家は表1のなかで最高額の一万両の応募額であった。³⁵⁾ 松坂御為替組の五家では小津清左衛門家が同じく一万両で、長井嘉左衛門家が三〇〇〇(二〇〇〇)両、小津新兵衛家が一七〇〇両、竹内権次郎(嘉太郎)家が一五〇〇両と続き、上位に位置していたことがわかる。

表1の応募額の上納方法については、前掲『江戸商業と伊勢店』において調達金は一回に上納したのではなく、分割上納の方法を取り、各家とも六月ないし八月に一回、その後は大体月ごとに上納して翌一八六九年(明治二)二月に至ったとある。これ以後は

表1 松坂商人グループの応募額一覧

	(1) 川喜田家文書より作成			(2) 長谷川家文書より作成	
	紀州藩	応募額		紀州藩	応募額
1	小津清左衛門	10,000両	1	小津清左衛門	10,000両
2	長谷川治郎兵衛	10,000両	2	長谷川次郎兵衛	10,000両
3	西村三郎右衛門	10,000両	3	長井嘉右衛門	2,000両
4	長井嘉左衛門	3,000両	4	小津新兵衛	1,700両
5	小津新兵衛	1,700両	5	竹内権次郎	1,500両
6	竹内嘉太郎	1,500両	6	松嶋吉右衛門	500両
7	長井三郎兵衛	1,000両	7	川口平助	200両
8	岡本六兵衛	1,000両	8	乾善太郎	1,200両
9	渡辺六兵衛	700両	9	中井平右衛門	1,200両
10	乾九八郎	500両	10	服部源三郎	1,200両
11	松嶋七右衛門	500両	11	長井三郎兵衛	1,000両
12	西川平右衛門	700両	12	岡本六兵衛	1,000両
13	川口平助	200両	13	渡辺六兵衛	700両
	合計	40,800両	14	西川平右衛門	700両
			15	乾嘉十郎	500両
			16	古森善十郎	1,000両
			17	川上源十郎	1,000両
			18	富山小左衛門	800両
			合計		36,200両

出所) (1) は「口達書」(川喜田家文書)、(2) は三重県編(1998)『三重県史 資料編 近世4 (上)』同県、712頁より作成。また、北島正元編著(1962)『江戸商業と伊勢店—木綿問屋長谷川家の経営を中心として—』吉川弘文館、564頁の第74表を参照。

備考) (1) には「6 竹内嘉太郎」、(2) には「5 竹内権次郎」とあり、前掲『江戸商業と江戸店』の第74表には「竹内佳次郎」とあるが、ソノママとした。また、(1) の「4 長井嘉左衛門」と(2) の「3 長井嘉右衛門」についてもソノママとした。

会計官の催促のないまま中止され、長谷川家は計二二〇〇両を上納しただけであった。同年十二月末になり、京都御為替中より調達金の元利合計と貸下げの金札元利とを差し引きするという通達があったので、一八七〇年(明治三)正月に小津・長谷川両家から名代を上京させて差引勘定を済ませたという³⁶⁾。

前掲『江戸商業と伊勢店』の内容は、実は前掲『三重県史資料編』に翻刻されている長谷川家の「慶応四年戊辰八月 会計官御用筋要用之諸記」の内容であり、その解釈であったことが読み

される。したがって、これが前掲『伊勢商人の世界』や前掲『江戸商業と伊勢店』で述べられていた二二〇〇両の内訳である³⁸⁾。

長谷川家の史料からでも、柚木が指摘したような「伊丹」の酒造業と同様に、会計基立金の徴募において新政府との入り込んだ上納過程が浮かびあがる。

取れる³⁹⁾。本史料には、長谷川家は小津家と話し合って一八六八年(慶応四)六月二十七日に二〇〇〇両上納したとある。この内訳については、そのあとに載せられている「上納金之覚」をみると、六月二十七日に長谷川・小津両家が各一〇〇〇両(利息は月一割)、あわせて二〇〇〇両上納していたことがわかる。その際、長谷川家は商法会所から金札一〇〇〇両を利息月六朱で拝借している。このうち長谷川家は九月二日に六〇〇両(小津家とあわせて一二〇〇両)を手配し、代わりに金札六〇〇両を拝借している。翌一八六九年(明治二)二月五日には六〇〇両を上納し、九月と同じく金札六〇〇両を受け取っていることが記

六 「川喜田家文書」からみえる安濃津商人の応募額

本節では、「川喜田家文書」から安濃津（以下、津）商人の田中家、川喜田家、中条家などの動向について探っていこう。前掲『三重県史資料編』所収の「慶応四戊辰年閏四月 京都従太政官会計局被為召諸事扣」では、「長谷川家文書」の内容と同様の四月上旬に使者が津に来ていたことがわかる。松坂商人グループと同じく津商人グループの豪商に位置づけされる「勢州津 富岡太郎兵衛 中条瀬兵衛 田端屋次郎左衛門 川北久太夫 鍵屋忠四郎 岡嘉平治 柴原七右衛門」（掲載順）に対して、四月十三日に京都の東本願寺町役所に出頭することが太政官会計裁判所から通達されていたとある⁽³⁹⁾。

さて、前掲『江戸商業と伊勢店』の長谷川家の史料に書かれていた伊勢の津・白子および近江国中の豪商の約四〇〇名が参席した点については、川喜田家の本史料では京都市中の町人、そして山城・近江・伊勢の三国の「者共」をあわせて約五〇〇名ほどが同席したと記される⁽⁴⁰⁾。このように両家の史料では異なる部分がある。したがって、両家の史料を通して松坂商人と津商人の両グループを比較分析するためにも、今後は前掲『三重県史資料編』に掲載されている「長谷川家文書」における関連史料の調査と検討が必要であろう。

そこで本稿では、「川喜田家文書」から会計基立金の応募額や上納方法に関して見いだした史料に検討を加えたい。これらは、

今後の伊勢商人による会計基立金への対応と応募経緯に関して深めるための基礎材料と考えられる史料である。「長谷川家文書」で紹介された表1の松坂商人グループの応募額を比較するためにも、まず「川喜田家文書」から津商人グループの応募額を確認しておきたい。

表2には、津商人グループの応募額と上納時期・残額を一覧表にした。表1で小津清左衛門家と長谷川治郎兵衛家が一万両であったことはみたが、それと同様の金額が田中治郎左衛門家であったことが読み取れる。川喜田久太夫家はそれに次ぐ七〇〇両であった。このあと既述の中条瀬兵衛家の五〇〇両以下、河辺忠四郎家の二〇〇両とある。それ以下の林喜兵衛家の三〇〇両以下、平井七郎兵衛家の五〇〇両まで十家が続く。田中家から七家までは津城下町の豪商であったことは、先述の前掲『三重県史資料編』の史料等からも判明するが、七家以外にも応募がみられた⁽⁴¹⁾。この十家については、後述の史料で検討する。上納時期については、田中から河辺までの七家が七月と十一月、林以下の十家が八月と十一月の各二回であり、上納時期が七家と十家では異なっていたことがわかる。

以下、「川喜田家文書」から六つの史料を翻刻し、現時点での見解を述べておこう。

(1)

奉拝借金子之事

表2 慶応4年4月時点の津商人グループの応募額と上納時期・残額

	津 藩	応募額	上納額	上納時期	残 額
1	田中治郎左衛門	10,000両	3,000両 1,500両	辰年 7 月 辰年11月	5,500両
2	川喜田久太夫	7,000両	2,000両 850両	辰年 7 月 辰年11月	4,150両
3	中条瀬兵衛	5,000両	1,200両 500両	辰年 7 月 辰年11月	3,300両
4	富岡太郎兵衛	4,000両	800両 300両	辰年 7 月 辰年11月	2,900両
5	岡嘉平治	3,000両	500両 130両	辰年 7 月 辰年11月	2,370両
6	芝原七右衛門	2,000両	400両 100両	辰年 7 月 辰年11月	1,500両
7	河辺忠四郎	2,000両	300両 100両	辰年 7 月 辰年11月	1,600両
8	林喜兵衛	3,000両	800両 200両	辰年 8 月 辰年11月	2,000両
9	杉野伊右衛門	2,000両	600両 600両	辰年 8 月 辰年11月	800両
10	天野権兵衛	1,500両	500両 350両	辰年 8 月 辰年11月	650両
11	矢田新五郎	1,500両	500両 500両	辰年 8 月 辰年11月	500両
12	伊坂市右衛門	1,000両	200両 100両	辰年 8 月 辰年11月	700両
13	杉岡卯右衛門	1,500両	500両 500両	辰年 8 月 辰年11月	500両
14	森岡治右衛門	1,000両	300両 300両	辰年 8 月 辰年11月	400両
15	玉井伝四郎	1,000両	300両 300両	辰年 8 月 辰年11月	400両
16	岡田善五郎	1,500両	500両 350両	辰年 8 月 辰年11月	650両
17	平井七郎兵衛	500両	250両 250両	辰年 8 月 辰年11月	0両
18	杉野伊右衛門 天野権兵衛 矢田新五郎 杉岡卯右衛門 森岡治右衛門 玉井伝四郎 岡田善五郎		500両	巳年 7 月	
	合計	47,500両	20,080両		27,920両

出所) 慶応4辰年4月「会計官調金高店々上納金帳 御用掛り中 川喜田久太夫」(川喜田家文書)より作成。

一 古式朱金千百五拾壹両三分也
右通用
金貳千九百九拾六両ト
七歩九毛五糸三払
一 保字小判貳拾六枚
右通用

金百三両ト
壹歩六毛貳糸五払
通用
式口
金貳千九百九拾九両ト
八歩壹厘五毛七糸八払

右之通無抛要用ニ付拝借仕候処実正也、右為御引当金札三千百両御預ケ奉申上候、尤御返納之儀ハ、追而上京之節前段御預ケ申上候、金札引替上納可仕候、為後日拝借証文依而如件

田中治郎左衛門

代 金兵衛

慶應四辰年

川喜田久太夫

七月

代 小兵衛

中条瀬兵衛

代 午助

御勘定所

史料(1)は、津藩から田中・川喜田・中条の三家が約三一〇〇両を「古式朱金」と「保字小判」で借用し、その代わりに京都の商法会所で受け取った金札三一〇〇両を引き換え上納する拝借証書である。この証文を差し出した時期が一八六八年(慶応四)七月であつたことがわかり、すなわち表2における七家の七月の上納時期に該当する。

(2)

証文之事

一金千両也

但し月六朱定

右之金札拝借儘ニ奉請取候、来三月晦日限元利共無相違返納可仕候、則為引当左ニ

一會計御基立金千両調達証文迄也
右之通差入置申候、万一返納及遲滞候ハ、御都合御引取可被下候、為其依而如件

勢州津

川喜田久太夫 印

慶應四辰年

七月

商法

御会所

次に同じ七月の史料(2)をみておこう。川喜田家が、(1)の三一〇〇両を三家で三等分したうちの金札一〇〇〇両を、月六朱の利子で商法会所(新政府の商法司)から拝借し、その代わりに會計基立金の一〇〇〇両の調達証書を引き当てていたことが読み取れる。これは、前節での長谷川家の二二〇〇両の上納方法と同様であつたことがわかる。そして(1)と(2)からは、柚木が指摘したような新政府の商法会所と豪商と藩による金札発行に伴う貸付け方法の構図が浮かびあがる。⁽⁴⁾

(3)

証文之事

一金四千四百五拾両也

但し利足月六朱と定

右之金札拝借儘ニ奉請取候、来ル十二月限元利無相違返

納可仕候、則為引当と

拾人之者ゝ左二

一 会計御基金四千四百五拾両也

調達証文拾通也、右之通差入置申候、万一返納及遲滞候ハ、御都合御引取可被下候、為其依而如件

林村

林 喜兵衛

玉垣村

杉野伊右衛門

神戸

岡田善五郎

同

平井七郎兵衛

若松村

天野権兵衛

同

伊坂市右衛門

箕田村

矢田新五郎

同

森岡治右衛門

同

玉井伝次郎

同

津御用掛り

田中治郎左衛門殿

川喜田久太夫殿

杉岡宇右衛門

史料(3)は表2の林以下、十家の証文である。この内容は金額と返納時期を除けば、(2)とほぼ同じ内容である。しかしながら、証文を差し出した宛先が津御用掛りの田中・川喜田両家であつた。そのうえ林以下十家が、津城下町周辺の村々の有力層であつたことが判明する。中井・柚木が指摘したように、十家が津藩の村や浦(以下、村々)の在郷商人・地主層であつたと想定できる。⁽⁴³⁾合計額が四四五〇両であり、これは表2の八月分の合計額と一致する。⁽⁴⁴⁾また、表1の松坂商人グループにも「村」「浦」からの応募が確認できる。したがって、伊勢でも城下町商人や御用商人以外からの応募があつたとみて間違ひなからう。

(4)

覚

勢州林村

元高三千両

一金八百両也

林 喜兵衛

同玉垣村

〃 式千両

一金六百両也

杉野伊右衛門

覚

一金貳百両也	玉垣
杉野伊右衛門	
神戸	
岡田善五郎	
若松	
天野権兵衛	
箕田	
矢田新五郎	
同所	
杉岡宇右衛門	
同所	
森岡治左衛門	
同所	
玉井伝次郎	
一金百両也	
ベ千両也	
右之通此度調達仕度候間喧敷御執合奉願上候、以上	
明治二年	
巳二月	
御用掛	
田中治郎左衛門殿	
同	
川喜田久太夫殿	

史料(5)は表2の十家のうち林・伊坂・平井の三家以外の七家が調達し、田中家と川喜田家に届け出ていたことがわかる。表2の杉野は基金金二〇〇〇両で、八月に六〇〇両、十一月に六〇〇両であつた。このちが上納時期なので、残りの八〇〇両のうちの二〇〇両が書かれていると考えるのが妥当であろうが、今後の課題にしておきたい。(5)には林・伊坂・平井の三家がみられないが、表2の平井家の五〇〇両は一八六八年(慶応四)八月・十一月(表2)で完了していた可能性が想定できる。したがって記されていないのは理解できよう。それに対して、林と伊坂の二家は上納していなかったであろうか。

(6)

口上書ヲ以歎願仕候

一 昨辰年中

大政御一新二付会計局御用途金上納被仰付、
 昨年中再度二三百金上納仕候度、近年不如意之折柄ニ御座候間、居宅雑具等迄売払逼塞仕候次第ニ付、講金上納種々心配仕候得共、難及不得止事、各々様迄歎願仕候、何卒此段御執成格別御猶予御仁恵之御沙汰奉願上度
 只管奉希上候、以上
 巳 若松村

二月

田中治郎右衛門様

川北久太夫様

伊坂市右衛門

そこで最後の史料(6)に目を向けてみると、若松村の伊坂市右衛門家が経済的に厳しい状況下であつたために、史料(5)と同時期の一八六九年(明治二)二月に「会計局御用途金」が上納できないという歎願書であつたことが読み取れる^④。表2にあるように一〇〇〇両のうち八・十一月の三〇〇両を上納したが、残り七〇〇両が納められなかったことがわかる。伊坂家では居宅の雑貨等売り払って上納額を準備しようと試みたが、身代が傾くほどに逼迫していた。このため田中と川喜多の両家に対して上納時期を特別に延期してほしいことが、ご慈悲にすぎるかのようにひたすら願っていた様子とともに書かれている。

七 おわりに

前掲『三重県史資料編』からは、とくに一八六八年(慶応四)四月頃の津商人グループの動きが判明する。それに対し本稿で検討した「川喜田家文書」より会計基立金の応募額と、そのメンバーや上納までの経緯が浮かびあがってきた。

今回は、以下の五点に整理しておこう。

第一には、伊勢商人のなかでも松坂商人グループと津商人グ

ループの有力な豪商からは高額な応募額が確認されたことと、各グループの豪商が先導して応募額の上納がなされていたことが明らかになった。但し、伊勢商人の地域グループは本稿の「はじめ」で述べたように、この二つのほかに櫛田川グループと白子港グループがある。そのため、これらの二つのグループに関しても引き続き検討が必要であろう。

第二には、伊勢商人の応募額は、紀州藩の飛び地であつた松坂と津藩城下町およびその周辺の村々から八万両以上(表1・2の合計)に達していた。しかも、応募額の上納時期が両グループで異なっていたうえに二回以上に分かれていたことや、当初の応募額が上納されなかったことも判明する。また、松坂商人グループと津商人グループの二グループで八万両以上の応募額であつたが、他の二グループの商人をあわせるとさらに高額であつたことが推定できる。それに対して、沢田・中井が示したように「伊勢」から納入されたのは四万強であつたということになる。

第三には、伊勢においても「伊丹」と同様に村々の在郷商人・地主層からの応募が行われていた。津商人グループの十家では応募額の最低が五〇〇両で最高が三〇〇〇両というように、松坂商人グループと比較しても高額であつた。しかしながらその分、津藩の村々の有力層からは上納が厳しい状況、すなわちその不納の理由などの詳細な事情が浮き彫りになってきた。

第四には、津商人グループの有力な豪商も津藩から借用していたことがわかった。このため、金札との引き換えにおける貸付け

に関する入り組んだ構図がみえてきた。

第五には、川喜田家は会計基金において、その御用掛に任命されていたことが明らかにされていたが、今回、村々の有力層からの上納のまとめ役として田中家と一緒に勤めていたことが判明した。また、津商人グループのなかでは応募額において第二位、松坂商人グループとあわせても第四位（または第五位）に位置づけられた。川喜田家は、幕末維新期の両商人グループにおいて五指に入る豪商であった。

本稿の検討からは、応募額以外に応募・上納経緯の一部が判明した。先行研究では、地方商人からの会計基金については、応募額と上納額の混同を含め未解明な部分も多かった。したがって「川喜田家文書」を活用し、会計基金や太政官札との全体的な諸関係を視野に入れながら、伊勢商人の動向に関して解き明かすことが可能となろう。

そして、「川喜田家文書」が貴重な史料群であることも改めて確認された。「川喜田家文書」には数多くの重要な商業・経営史料が残されているので、以後も検討を継続し、その実態を一層鮮明にしていきたい。とくに、激変期である幕末維新期の伊勢商人の盛衰については、諸藩や新政府に対する応対や豪商の経営危機に対する経営変革にも密接に関係しており、伊勢商人における商業経営史研究の今後の大きな課題となろう。

注記

(1) 三井文庫や住友史料館による研究成果以外には、近年では高槻泰郎編著（二〇二二）『豪商の金融史——廣岡家文書から解き明かす金融イノベーション——』（慶應義塾大学出版会）がみられる。また、江戸期から近代期にかけた高槻泰郎（研究代表者）による「両替商金融から近代金融へ——新史料に基づく加島屋久右衛門と鴻池屋善右衛門の比較研究——」（科学研究費助成事業・二〇一六～二〇一八年度）、小林延人（研究代表者）による「明治維新期における鴻池屋善右衛門家の経営と藩債処分の影響に関する実証的分析」（科学研究費助成事業・二〇二一～二〇二四年度）が確認できる。三井家については松坂商人（松坂出身）として取り扱われることがあるが、本稿では「江戸店持京商人」の代表格として京都商人に位置づけておく。

(2) 宮本又郎ほか編著（二〇一四）『1からの経営史』碩学舎・中央経済社、橘川武郎（二〇一九）『イノベーションの歴史——日本の革新的企業家群像——』有斐閣などを参照。

(3) 概説では、例えば宮本又次（一九七二）『概説日本商業史』大原新生社、藤田貞一郎ほか（一九七八）『日本商業史』有斐閣、宮本又郎ほか（二〇〇七）『日本経営史「新版」——江戸時代から21世紀へ——』有斐閣などで確認できる。ほかに宮本又次（一九七七）『総論』江戸時代の企業者活動 一〇〇～四七頁（宮本又次編『江戸時代の企業者活動 日本経営史講座1』日本経済新聞社）、上村雅洋・宮本又郎（一九九五）『経営組織と経営管理』（安岡重明・天野雅敏編『近世的経営の展開 日本経営史1』岩波書店）を参照。

(4) 伊勢商人については、賀川隆行による以下の一連の研究がある。賀川隆行（一九九九）『江戸木綿問屋長谷川家の経営の転換』『三井文庫論叢』第三十三号、同（二〇〇六）『元文・寛政期の江戸木綿』

問屋綿屋惣兵衛店の経営』『三井文庫論叢』第四十号、同(二〇〇七)「近世後期の江戸木綿問屋長井嘉左衛門家の商業金融経営』『三井文庫論叢』第四十一号、同(二〇一四)「成長期の江戸木綿問屋長谷川家の経営と家屋敷』『三井文庫論叢』第四十八号、同(二〇一七)「近世前期の江戸木綿問屋川喜田家の伊勢店』『三井文庫論叢』第五十一号、同(二〇一九)「三井松坂店の木綿買次経営』『三井文庫論叢』第五十三号。

(5) 本居宣長の小津家については、松阪市史編さん委員会編(一九八三)『松阪市史第十二巻 史料篇 近世(二) 経済』勁草書房、五八二～五八四頁、大喜多甫文(語り手)(二〇〇六)『松坂商人のすべて(三)——時代を彩った豪商たち——』伊勢の國・松坂十樂、七三～七八頁を参照。例えば、国文学の観点からの科学研究費助成事業の代表的な成果としては、安田文吉(二〇一三)『江戸時代伊勢商人の文芸活動——石水博物館(津市)所蔵文献資料を手がかりに——』平成二十一～二十四年度科学研究費補助金・基礎研究(B)研究成果報告書、青山英正(二〇二〇)『伊勢商人の文化的ネットワークの研究——石水博物館所蔵書簡資料をもとに——』二〇一五～二〇一九年度科学研究費補助金・基礎研究(C)研究成果報告書、岡本聡(二〇二二)『石水博物館館蔵資料を中心とした伊勢商人の文化サロンに関する総合的研究』二〇一八～二〇二一年度科学研究費補助金・基礎研究(B)研究成果報告書がある。

(6) 三重県編(一九九八)『三重県史 資料編 近世四(上)』同県、二〇二頁。同県編(二〇二〇)『三重県史 通史編 近世二』同県、三五五～三六〇頁。前掲『松阪市史 史料篇』五三六～五三八頁。ほかに、武藤和夫(一九六五)『伊勢商人の研究(二)』三重大学文学部教育研究所『研究紀要』第三十二集、宮本又次(一九八〇)『伊勢商人』五八五頁(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典第二巻』吉川弘文館)、後藤隆之(一九九〇)『伊勢商人の世界』黎明書房(二

〇二一年、復刻版)、稲本紀昭ほか(二〇〇〇)『三重県の歴史』山川出版社、一八四～一九一頁、平尾光司(二〇〇四)『伊勢商人について』『専修大学社会科学研究所月報』No.四九五・四九六、大喜多甫文(語り手)(二〇〇五)『松坂商人のすべて(二)——江戸進出期の様相——』伊勢の國・松坂十樂、大喜多甫文(二〇一七)『伊勢商人と江戸店』私家版を参照。

(7) 近江商人の地域別の呼称については、渡辺守順(一九八〇)『近江商人』教育社、末永國紀(二〇〇〇)『近江商人——現代を生き抜くビジネスの指針——』中央公論新社、伊勢商人については前掲『松阪市史 史料篇』五三八頁、後藤前掲『伊勢商人の世界』六～一〇頁、大喜多前掲『伊勢商人と江戸店』五～六頁を参照。なお、後藤前掲書(六頁)からの引用では、ソノママの「松坂」とした。上記と前掲『松阪市史』以外は「松坂」に統一した。

(8) 前掲『三重県史 通史編』三五七頁(表10・11)・三六五頁、後藤前掲『伊勢商人の世界』八～九頁。ほかに茂木陽一(二〇一七)『近代の津における商業発展について——伊勢商人の町から近代都市へ——』三重短期大学『地研年報』第十六号を参照。

(9) 三重県津市教育委員会編(一九九八)『川喜田家歴史資料目録(川喜田家歴史資料調査報告書)』津市教育委員会、前掲『三重県史 資料編』。後者の「史料所蔵者等一覧」は、伊勢商人の有力な各家の所蔵先が整理され載せられた非常に重要な一覧である。

(10) 歴史作家によるものであるが、邦光史郎(一九八二)『日本の三大商人——大阪・近江・伊勢——』日本経済新聞社、内橋克人(概説)(一九八三)『近江・伊勢の商人魂 日本商人第3巻』TBSブリタニカがある。また、山田勘蔵(一九六〇)『松坂商人史概要』『三重の文化』二十一号、酒井一(一九九二)『豪商のふるさと——近江商人と伊勢商人——』三七二～三七九頁(加藤秀俊ほか編『人づくり風土記 全国の伝承・江戸時代24ふるさとの人と知恵』三重(聞

き書きによる知恵シリーズ』農山漁村文化協会) もある。

- (11) 宮本又次(一九四〇)『伊勢商人の店則——川喜田家及長井家の場合——』『経済史研究』第二十四巻第五号。伊勢商人全体の商業経営史研究の整理については次の課題としておく。

- (12) 林玲子・石井寛治(一九七四)『川喜田商店』八一〜一五五頁(山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融篇』東京大学出版会)。

- (13) 林玲子(一九七六)『木綿問屋川喜田家史料(Ⅰ)——寛文〜元禄初年を中心に——』『流通経済大学論集』第十一巻第一号、同(一九七七)『木綿問屋川喜田家史料(Ⅱ)——元禄五年〜享保五年——』『流通経済大学論集』第十二巻第二号、同(一九八〇)『木綿問屋川喜田家史料(Ⅲ)』『流通経済大学論集』第十五巻第二号。

- (14) 賀川前掲『近世前期の江戸木綿問屋川喜田家の伊勢店』。これらの成果のほかに、前掲『三重県史通史編』三六七・三九七〜三九九頁に川喜田家の経営について論じられている。

- (15) 紺野浦二(一九三六)『大伝馬町』『仕入帳』学芸書院。前書を使用した研究には、田中孝治(二〇〇二)『伊勢商人の帳合法と監査』愛知大学『経営総合科学』第七十九号がある。

- (16) 日本海事史学会編(一九七八)『続海事史料叢書第三巻』成山堂書店、同学会編(一九七九)『続海事史料叢書第四巻』成山堂書店。前書に含まれる『川喜田家文書』を使用した研究には、伊藤敏雄(二〇〇〇)『近世中後期における下り油の輸送——灘目油江戸直積と菱垣廻船の衰退——』『交通史研究』第四十六号がある。

- (17) 東京都公文書館編(一九八四)『東京市史稿 産業篇第二十八』東京都(六六)、同館編(二〇〇五)『東京市史稿 産業篇第四十六』同都(二二)、同館編(二〇〇七)『東京市史稿 産業篇第四十八』同都(七二)、同館編(二〇〇九)『東京市史稿 産業篇第五十』同都(八二)、同館編(二〇一〇)『東京市史稿 産業篇第五十一』同都(八三)、同館編(二〇一一)『東京市史稿 産業篇第五十二』同

都(四四)、同館編(二〇一二)『東京市史稿 産業篇第五十三』同都(四四)。なお、() の点数は筆者が確認した『川喜田家文書』の点数である。

- (18) 前掲『川喜田家歴史資料目録』三〜一〇頁。前掲『三重県史料編』三八〜三九頁。

- (19) 川喜田家に関する国文学の観点からの研究は、以下のように商業経営史研究に比べて着実に蓄積されてきた。龍泉寺由佳(二〇〇五)『資料翻刻石水博物館蔵『川喜田久太夫宛齋藤拙堂書簡』』『皇學館大学神道研究所紀要』第二十一号、早川由美(二〇一二)『伊勢俳壇と山口羅人門——津市石水博物館川喜田家資料を軸にして——』『連歌俳諧研究』第二十二号、神谷勝広(二〇一二)『太田垣連月と松浦武四郎・川喜田石水夫妻』『同志社国文学』第七十八号、龍泉寺由佳(二〇一三)『伊勢商人津・川喜田久太夫家の教養と半泥子——石水博物館の所蔵品から——』『茶道文化研究』第五輯、神谷勝広(二〇一四)『山東京伝と川喜田夏蔭——化粧品広告の作者と注文主——』『國語と國文学』第九十一巻第五号、早川由美(二〇一四)『十九世紀伊勢商人の文芸活動——長井五鈴と川喜田石水の出版活動から——』『國語と國文学』第九十一巻第五号、青山英正(二〇一八)『伊勢における『春雨物語』の貸借——石水博物館蔵川喜田遠里宛竹内弥左衛門書簡をめぐって——』『明星大学研究紀要(人文学部・日本文化学科)』第二十六号、早川由美(二〇一八)『川喜田石水「見たき本」目録——近世期地方知識人の書物意識——』『叙説(奈良女子大学日本アジア言語文化学会)』第四十五号、公益財団法人石水博物館編(二〇二〇)『科研費調査報告展 伊勢商人川喜田家への手紙——数寄のつながり——』石水博物館、吉丸雄哉(二〇二〇)『安政の大地震と十四代目川喜田石水の情報網——石水博物館蔵『はなしの種』について——』『三重大学人文学部文化学科研究紀要』人文論叢』第三十七号、吉丸雄哉(二〇二二)『川喜田石

水の教訓歌」三重大学人文学部文化学科研究紀要『人文論叢』第三十八号。

- (20) 上野利三(二〇〇一)『幕末維新时期伊勢商人の文化史的研究』多賀出版や嶋崎さや香(二〇〇八)『幕末から明治初期における新聞受容——竹川竹斎と射和村——』早稲田大学『リテラシー史研究』第一号、金澤裕之(二〇一七)『近世日本人の海軍認識——竹川竹斎『護国論』を中心に——』一九〇四頁(同『幕府海軍の興亡——幕末期における日本の海軍建設』慶應義塾大学出版会)などで、幕末維新时期の文化史・政治史的研究はみられるのに対し、本格的な経済史・商業経営史的研究については管見の限り見受けられない。
- (21) 宮本又郎(一九九九)『企業家たちの挑戦(日本の近代Ⅱ)』中央公論新社、同(二〇一〇)『日本企業経営史研究——人と制度と戦略と——』有斐閣、同(二〇一二)『企業家たちの幕末維新』メディアファクトリーを参照。
- (22) 財団法人三井文庫編(一九八〇)『三井事業史本編第二巻』三井文庫、宮本又次(一九七〇)『小野組の研究第二・三巻』大原新生社。
- (23) 沢田章(一九六六)『明治財政の基礎的研究』柏書房(復刻版)、辻岡正己(一九八四)『由利財政の研究——明治維新と由利財政——』広島経済大学地域経済研究所、財団法人三井文庫編(一九七七)『三井事業史資料篇二』三井文庫などを参照。
- (24) 辻岡前掲『由利財政の研究』のほか、前掲『三井事業史』八〇二頁、安藤良雄・古島敏雄編(一九七五)『流通史Ⅱ』山川出版社、四〇四〜四〇八頁、山本弘文ほか(一九八〇)『近代日本経済史』有斐閣、三〇五頁を参照。
- (25) 注(23)(24)の文献を参照。
- (26) 沢田前掲『明治財政の基礎的研究』、中井信彦(一九五一)『商人地主の諸問題』二〇七〜二四六頁(歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店)、および柚木学(一九九八)『酒造経済史の研究』有斐閣の第八章「維新政府の経済政策と会計基金・太政官札」二一七〜二四三頁を参照。
- (27) 柚木前掲『酒造経済史の研究』二二九〜二三九頁。
- (28) 嶋田謙次(一九八七)『伊勢商人』伊勢商人研究会、一九〇〜一九七頁の「明治維新と伊勢商人」。後藤前掲『伊勢商人の世界』一四九・一六六頁。
- (29) 嶋田前掲『伊勢商人』一九六頁。引用の「会計御基金御用掛」はソノママとしている。
- (30) 後藤前掲『伊勢商人の世界』一四九・一六六頁。引用の「会計御用掛頭取」「会計官御用係」はソノママとしている。
- (31) 前掲『三重県史通史編』三六八頁。なお通史編の記述は、前掲『三重県史資料編』三六・七〇三頁からの引用である。
- (32) 前掲『三重県史資料編』七一〜七二四頁の「慶応四年戊辰八月会計官御用筋要用之諸記長谷川」を参照。
- (33) 北島正元編著(一九六二)『江戸商業と伊勢店——木綿問屋長谷川家の経営を中心として——』吉川弘文館、五六二〜五六九頁の「第九章松坂御為替組と長谷川家 第七節明治維新と長谷川家会計官御用掛任命と上納金」を参照。
- (34) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』五六四〜五六五頁。
- (35) 同右、五六五頁。また、後藤前掲『伊勢商人の世界』巻末の参考文献に北島前掲『江戸商業と伊勢店』が掲載されているので、これを参考にしよう。
- (36) 北島前掲『江戸商業と伊勢店』五六五頁。
- (37) 同右、五六九頁の参考史料のなかに「長谷川家文書」が記載されているものの、前掲『三重県史資料編』の史料名は掲載されていない。注(32)を参照。
- (38) 前掲『三重県史資料編』七一・七二三頁。なお、六月に上納された二〇〇両は、沢田前掲『明治財政の基礎的研究』九二〜九

- 三頁の「調達金総額の月表」における伊勢の六月分の二〇〇〇両と一致する。小津家については、大喜多甫文(二〇一五)「幕末・維新期の伊勢商人——小津清左衛門家の場合——」『三重の古文化』第一〇〇号の「四、明治維新とそれ以後の小津家」を参照。
- (39) 前掲『三重県史 資料編』七〇四頁。引用の「川北久太夫」「柴原七右衛門」はソノママとしている。
- (40) 同右、七〇七頁。
- (41) 前掲『三重県史 通史編』三六五頁には、「(前略)津藩は対抗上、嘉永元年(一八四八)に(前略)銀札御用達として田中・川喜田・中条等伊勢商人を中心とする七家の富商を任命し」とある。
- (42) 小林延人『明治維新期の貨幣経済』東京大学出版会、一二二～一三・一二三～一三三頁、柚木前掲書、二三四～二三五頁。なお、沢田前掲『明治財政の基礎的研究』九二～九三頁の「調達金総額の月表」における伊勢の七月分は九〇〇〇両とあり、三家の三三〇〇両のほかに、表2にある津商人グループの七家から上納されたことが推測できる。
- (43) 各村の十家の身分・職業等の詳細については今後の課題にしておきたい。
- (44) 十家から八月に上納された四四五〇両は、沢田前掲『明治財政の基礎的研究』九二～九三頁の「調達金総額の月表」における伊勢の八月分の四九五〇両とほぼ一致する。
- (45) 三井家の役割については、小林前掲書、一一三頁および前掲『三井事業史』七六〇頁を参照。
- (46) 伊勢商人から納入された貨幣の詳細についても今後の課題にしておきたい。
- (47) 伊坂市右衛門家については、①林玲子(一九八五)「江戸醬油問屋の成立過程——大國屋勘兵衛商店を中心に——」『流通経済大学』創立二十周年記念論文集』五〇〇～五〇二頁、②鈴木えりも(二〇一

一)「松本久三郎船幸生丸の積荷——大伝馬町組白子廻船の一事例——」『知多半島の歴史と現在』No.15、二〇四～二〇五頁、③高部淑子(二〇一七)「瀧田家文書にみる伊勢の諸湊」『知多半島の歴史と現在』No.21、一一一～一一五頁を参照。②③には表2の天野権兵衛(10)、杉岡卯(宇)右衛門(13)、森岡治右衛門(14)、玉井伝四(次)郎(15)などもみられる。これらの人物については今後の課題としておきたい。

付記

本研究は、JSPS科研費・基盤研究(C)「伊勢商人の蔵書形成に関する基礎的研究」(研究代表者・岡本聡/課題番号22K00352)の助成を受けて調査研究したものである。本稿で使用した「川喜田家文書」は石水博物館所蔵である。この調査研究では、同館学芸員の龍泉寺由佳氏、桐田貴史氏に閲覧・撮影のご許可を含め多くの貴重なご教示を賜った。また、岡本聡先生(中部大学人文学部教授)には、伊勢商人に関する文献・資料のご提供ならびに大変手厚いご指導を賜った。記して心から感謝の意を表したい。

(二〇二二年十月二十日 受理)